

議案第94号

一 関市文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市文化センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月3日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市文化センター条例の一部を改正する条例

一関市文化センター条例（平成17年一関市条例第79号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第10条関係） 研修室等の利用料金の限度額				別表第2（第10条関係） 研修室等の利用料金の限度額			
利用区分	単位	利用料金の限度額		利用区分	単位	利用料金の限度額	
		基本利用料金	冷暖房料			基本利用料金	冷暖房料
[略]	1時間	[略]	[略]	[略]	1時間	[略]	[略]
会議室		200円	50円	会議室		200円	50円
				<u>多目的室</u>		<u>600円</u>	<u>120円</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

議案第95号

一関市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について

一関市市民センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月3日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市市民センター条例の一部を改正する条例

一関市市民センター条例（平成26年一関市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に規定する市民センターに次の分館を置く</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>一関市弥栄市民センター平沢分館</td> <td>一関市弥栄字膳棚 42 番地 2</td> </tr> <tr> <td>一関市小梨市民センター清田分館</td> <td>一関市千厩町清田字田畑 1 番地 6</td> </tr> <tr> <td>一関市藤沢市民センター黄海分館</td> <td>一関市藤沢町黄海字町裏 54 番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第10条関係）</p> <p>1 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	名称	位置	[略]	[略]	一関市弥栄市民センター平沢分館	一関市弥栄字膳棚 42 番地 2	一関市小梨市民センター清田分館	一関市千厩町清田字田畑 1 番地 6	一関市藤沢市民センター黄海分館	一関市藤沢町黄海字町裏 54 番地 1	[略]	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に規定する市民センターに次の分館を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>一関市弥栄市民センター平沢分館</td> <td>一関市弥栄字膳棚 42 番地 2</td> </tr> <tr> <td>一関市藤沢市民センター黄海分館</td> <td>一関市藤沢町黄海字町裏 54 番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第10条関係）</p> <p>1 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	名称	位置	[略]	[略]	一関市弥栄市民センター平沢分館	一関市弥栄字膳棚 42 番地 2	一関市藤沢市民センター黄海分館	一関市藤沢町黄海字町裏 54 番地 1	[略]
名称	位置																				
[略]	[略]																				
一関市弥栄市民センター平沢分館	一関市弥栄字膳棚 42 番地 2																				
一関市小梨市民センター清田分館	一関市千厩町清田字田畑 1 番地 6																				
一関市藤沢市民センター黄海分館	一関市藤沢町黄海字町裏 54 番地 1																				
[略]																					
名称	位置																				
[略]	[略]																				
一関市弥栄市民センター平沢分館	一関市弥栄字膳棚 42 番地 2																				
一関市藤沢市民センター黄海分館	一関市藤沢町黄海字町裏 54 番地 1																				
[略]																					

2 集会室(山目市民センター笹谷分館、巖美市民センター山谷分館、巖美市民センター達古袋分館、萩荘市民センター市野々分館、弥栄市民センター平沢分館、小梨市民センター清田分館及び藤沢市民センター黄海分館

[略]

2 集会室(山目市民センター笹谷分館、巖美市民センター山谷分館、巖美市民センター達古袋分館、萩荘市民センター市野々分館、弥栄市民センター平沢分館_____及び藤沢市民センター黄海分館

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第96号

一関市千厩みなみ交流センター条例等を廃止する条例の制定について

一関市千厩みなみ交流センター条例等を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月3日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市千厩みなみ交流センター条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 一関市千厩みなみ交流センター条例（平成17年一関市条例第88号）
- (2) 一関市勤労青少年ホーム条例（平成17年一関市条例第159号）
- (3) 一関市女性センター条例（平成17年一関市条例第160号）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第97号

一関市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

一関市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月3日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市水道事業給水条例の一部を改正する条例

一関市水道事業給水条例（平成17年一関市条例第198号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(料金の算定)</p> <p>第23条 料金は、別に定めるものを除くほか、定例日（料金算定基準日として管理者が別に定める日をいう。以下同じ。）に<u>メーターの検針を行い</u>、その日の属する月分として当該使用水量をもって料金を算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に検針を行うことができる。</p>	<p>(料金の算定)</p> <p>第23条 料金は、別に定めるものを除くほか、定例日（料金算定基準日として管理者が別に定める日をいう。以下同じ。）に<u>行うメーターの検針により使用水量を計量し</u>、その日の属する月分として当該使用水量をもって料金を算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に検針を行うことができる。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めたときは、隔月の定例日に行うメーターの検針により使用水量を計量し、当該使用水量をもって計量した日の属する月分及び翌月分として料金を算定することができる。この場合において、使用水量は各月均等とする。ただし、各月均等とした使用水量に0.5立方メートルの端数が生じたときは、計量した日の属する月の翌月から0.5立方メートルを差し引き、計量した日の属する月に0.5立方メートルを加えるものとする。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。